

CNS Co.,Ltd.

証券コード：4076

第 37 回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2022年8月26日（金曜日）午前10時
受付開始：午前9時30分

開催場所 東京都渋谷区恵比寿 1 丁目20番 8 号
エビスバルビル「E B i S 303」
5 階 カンファレンスルーム A B C

議 案	第 1 号議案	剰余金処分の件
	第 2 号議案	定款一部変更の件
	第 3 号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）4 名選任の件
	第 4 号議案	監査等委員である取締役 3 名選任の件
	第 5 号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
	第 6 号議案	監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
	第 7 号議案	退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

目 次

第37回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	7
(提供書面)	
事業報告	25
連結計算書類	45
計算書類	48
監査報告	51

証券コード：4076

2022年8月10日

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿南一丁目5番5号

株 式 会 社 シ イ エ ヌ エ ス

代表取締役社長 関 根 政 英

第37回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第37回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会の開会から閉会までの様子をご自宅からでもご覧いただけるよう、インターネットによるライブ配信を実施いたします。ライブ配信の詳細は5頁の【インターネットによるライブ配信のご案内】をご参照ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットで議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁の【議決権行使についてのご案内】に従って、2022年8月25日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年8月26日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

2. 場 所 東京都渋谷区恵比寿1丁目20番8号
エビススバルビル「E B i S 303」
5階 カンファレンスルームA B C

3. 目的事項 報告事項

1. 第37期（2021年6月1日から2022年5月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第37期（2021年6月1日から2022年5月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

【株主の皆様へのお願い】

- ・株主様の健康と安全を第一に考え、健康状態にかかわらず、可能な限り株主総会へのご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。ご高齢の方、基礎疾患のある方、妊娠されている方、体調がすぐれない方は、特に慎重なご判断をお願い申し上げます。
- ・株主様の議決権は、書面（郵送）又はインターネットによっても行使することができますので、ぜひご利用をご検討ください。
- ・会場では、マスクのご着用や会場にご用意いたします消毒液による手指の消毒にご協力をお願い申し上げます。
- ・会場入口にて検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良とお見受けした方には、入場をお控えいただくことがありますので、ご了承ください。
- ・開催時間の短縮化を図るため、報告事項や議案の詳細な説明は短縮させていただく場合がございます。株主様におかれましては、事前に本定時株主総会招集ご通知をお目通しいただきますようお願い申し上げます。
- ・株主総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承ください。
- ・議長は議長席の前にアクリルパネル設置のうえ、マスクを外させていただきます。なお、役員及びスタッフはマスクを着用させていただきます。
- ・役員及びスタッフは当日検温を行い、体調を十分確認のうえ、参加いたします。
- ・会場内では換気のため出入口の扉を開放させていただく場合がございます。

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本定時株主総会招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」、計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.cns.co.jp/>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知提供書面には記載しておりません。

従いまして、本定時株主総会招集ご通知提供書面は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類の一部であります。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.cns.co.jp/>）に掲載させていただきます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付  
にご提出ください。

日 時

2022年8月26日（金曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時30分）



### 書面（郵送）で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対  
する賛否をご表示のうえ、ご返送く  
ださい。

行使期限

2022年8月25日（木曜日）  
午後5時30分到着分まで



### インターネットで議決権を 行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否を  
ご入力ください。

行使期限

2022年8月25日（木曜日）  
午後5時30分入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（後記参照）

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイト  
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1、2、5、6、7号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第3、4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を  
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、  
反対する候補者の番号を  
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

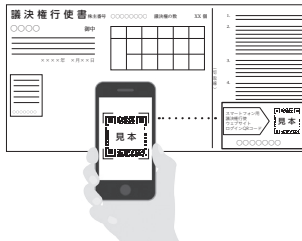
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

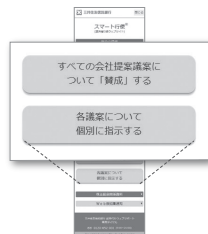
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

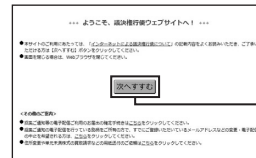
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」を  
クリック

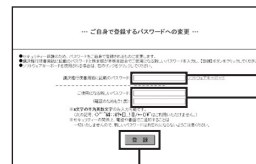
- 2 議決権行使書用紙に記載された  
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」  
を入力

「ログイン」を  
クリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された  
「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」  
を入力

実際にご使用になる  
新しいパスワードを  
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

# インターネットによるライブ配信のご案内

当日、株主総会の模様をインターネットによりライブ配信いたします。

## 1. 配信日時

2022年8月26日（金曜日）午前10時から株主総会終了時刻まで

※ログインは当日9時30分から可能です。

※ライブ配信を担うスタッフの新型コロナウイルス感染や機材トラブル等何らかの事情により、ライブ配信ができなくなる可能性があります。配信可否、状況等につきましては、随時当社ウェブサイト（アドレス <https://www.cns.co.jp/>）によりご案内してまいりますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

## 2. アクセス方法

当日視聴URL <https://v.sokai.jp/4076/2022/cns/>



<ログインID> **株主番号**（議決権行使書用紙に記載の9桁の半角数字）

<パスワード> **郵便番号**（株主様のご登録住所の郵便番号7桁の半角数字/ハイフン抜き）

※2022年5月31日時点でのご登録住所となります。

①上記のURLを入力いただくか、上記の二次元コードを読み込み、視聴サイトにアクセスしてください。

②接続されましたら「株主番号」及び「郵便番号」を画面表示に従って半角数字で入力しログインしてください。

③メニューの「ライブ視聴」からご視聴いただけます。

※事前に議決権行使をされた場合も、当日のライブ配信をご覧いただくことができます。

※議決権行使書用紙を投函される前に、「株主番号」及び「郵便番号」を、必ずお手許にお控えください。

※上記URLにて事前に視聴テストを行うことができますので、ぜひご活用ください。

※当日ご出席いただいた株主様のプライバシー等に配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

※ご不明点に関しては、視聴サイト「よくあるご質問」をご参照ください。

### 3. 当日のライブ配信に関するお問い合わせ先

＜電話番号＞03-5791-1001（株式会社シイエヌエス 管理部）

＜受付時間＞株主総会当日 午前9時から株主総会終了時まで

### 4. ライブ配信の視聴に係るご留意事項

- ・ライブ配信をご視聴される株主様は、当日会場にご出席いただく場合と異なり、当日の決議にご参加いただくことができません。書面（郵送）又はインターネットにより事前の議決権行使をお願い申し上げます（3頁または4頁をご参照ください）。また同様に、当日の審議の際にご質問及びご意見を承ることができませんのでご注意ください。
- ・ご使用のパソコン環境（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、接続不良や映像・音声等に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ・ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。
- ・撮影、録画、録音、保存はご遠慮ください。
- ・ログインID及びパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要政策と位置付けており、将来の事業展開のため内部留保を充実しつつ、安定的な配当の維持に努めることを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、本年8月に当社株式が東京証券取引所に上場して1周年を迎えますことから、これまでの株主の皆様のご支援に感謝の意を表し、当期の業績も勘案のうえ、普通配当に記念配当15円を加えて、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式 1株につき金45円（普通配当30円、上場1周年記念配当15円）  
配当総額 130,770,000円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年8月29日



## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行することといたしたく存じます。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行い、また、これらの変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更後定款第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ② 変更後定款第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第18条【株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供】の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。
- (3) 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことを可能とする規定の新設等を行うものであります。
- (4) その他、上記の各変更に伴う条数の変更及び字句の修正等、所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会の終結の時をもって効力を生じるものとし、上記1.

(2) の株主総会資料の電子提供制度の導入に伴う定款変更は、効力発生日等に関する附則の定めに基づき効力を生じるものとします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>【機関】</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条 (条文省略)</p> <p>【<u>自己の株式の取得</u>】</p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第11条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (条文省略)</p> <p>【<u>株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供</u>】</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> | <p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>【機関】</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u><br/>(削除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条 (現行どおり)<br/>(削 除)</p> <p>第7条～第10条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条 (現行どおり)<br/>(削 除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>【取締役の員数】</p> <p>第19条 当社の取締役は、7名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>【取締役の選任】</p> <p>第20条 (新 設)</p> <p>当社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>【取締役の任期】</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了する時までとする。</p> | <p>【<u>電子提供措置等</u>】</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権行使基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>【取締役の員数】</p> <p>第18条 当社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は、7名以内とする。</p> <p>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p> <p>【取締役の選任】</p> <p>第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において選任する。</p> <p>2. 当社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>【取締役の任期】</p> <p>第20条 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>【代表取締役および役付取締役】</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>【取締役会の招集通知】</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> | <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>【代表取締役および役付取締役】</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>【取締役会の招集通知】</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>【重要な業務執行の決定の委任】</p> <p>第24条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって<u>重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>【取締役会の決議方法】</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>2. 当会社は、取締役会の決議事項について取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>【取締役会の議事録】</p> <p>第26条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または<u>電子的記録をもって作成する。</u></p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>【取締役の報酬等】</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>【監査役の数】</p> <p>第30条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>【監査役の選任】</p> <p>第31条 当会社の監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の<u>3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> | <p>【取締役会の決議方法】</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>2. 当会社は、取締役会の決議事項について取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>【取締役会の議事録】</p> <p>第26条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより、<u>書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>【取締役の報酬等】</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>【監査役の任期】</u><br/> 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>【常勤の監査役】</u><br/> 第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p><u>【監査役会の招集通知】</u><br/> 第34条 監査役会の招集通知は各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p><u>【監査役会の決議方法】</u><br/> 第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p><u>【監査役会の議事録】</u><br/> 第36条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子的記録をもって作成する。</p> <p><u>【監査役会規程】</u><br/> 第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> | <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>【監査役の報酬等】</u></p> <p>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p><u>【監査役の責任免除】</u></p> <p>第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、予め定めた金額または法令が規定する金額のいずれか高い額とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p><u>【常勤の監査等委員】</u></p> <p>第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p><u>【監査等委員会の招集通知】</u></p> <p>第31条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p><u>【監査等委員会の決議方法】</u></p> <p>第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> |

| 現 行 定 款                                                             | 変 更 案                                                                                                        |
|---------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)                                                               | <u>【監査等委員会の議事録】</u><br>第33条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。 |
| (新 設)                                                               | <u>【監査等委員会規程】</u><br>第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。                                |
| 第6章 会計監査人                                                           | 第6章 会計監査人                                                                                                    |
| 第40条～第41条 (条文省略)                                                    | 第35条～第36条 (現行どおり)                                                                                            |
| 第7章 計 算                                                             | 第7章 計 算                                                                                                      |
| 第42条 (条文省略)                                                         | 第37条 (現行どおり)                                                                                                 |
| (新 設)                                                               | <u>【剰余金の配当等の決定機関】</u><br>第38条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。     |
| <u>【剰余金の配当の基準日】</u><br>第43条 当社の期末配当の基準日は、毎年5月31日とする。                | <u>【剰余金の配当の基準日】</u><br>第39条 当社の期末配当の基準日は、毎年5月31日とする。                                                         |
| (新 設)                                                               | 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年11月30日とする。                                                                                 |
|                                                                     | 3. 前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。                                                                         |
| <u>【中間配当】</u><br>第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年11月30日を基準日として中間配当を行うことができる。 | (削 除)                                                                                                        |
| 第45条 (条文省略)                                                         | 第40条 (現行どおり)                                                                                                 |





### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行し、取締役全員（4名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）4名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>( 生 年 月 日 )       | 略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                              | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|------------|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1          | とみやま ひろみ<br>富山 広己<br>(1953年3月9日)    | 1976年04月 日本ユニバック株式会社（現<br>BIPROGY株式会社）入社<br>1985年02月 株式会社メガロシステム入社<br>1987年09月 当社入社、取締役就任<br>1990年07月 当社代表取締役副社長就任<br>1996年02月 当社代表取締役社長就任<br>2015年07月 当社代表取締役会長就任（現任）<br>2018年05月 株式会社シイエヌエス北海道代表取<br>締役会長就任（現任） | 1,004,800株        |
| 2          | せき ね まさひで<br>関根 政英<br>(1966年11月10日) | 1988年04月 住信情報サービス株式会社（現三井<br>住友トラスト・システム&サービス<br>株式会社）入社<br>1993年01月 当社入社<br>2003年06月 当社取締役就任<br>2014年08月 当社取締役副社長就任<br>2015年07月 当社代表取締役社長就任（現任）                                                                  | 178,200株          |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                    | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                      | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|------------|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3          | お の ま はるひこ<br>小野間 治彦<br>(1973年10月12日) | 1996年04月 当社入社<br>2007年06月 当社執行役員就任<br>2009年06月 当社取締役就任（現任）<br>2016年04月 株式会社シイエヌエス北海道代表取締役社長就任<br>2018年05月 同社取締役就任<br>2020年06月 当社管理本部長就任（現任）                                                                                                                                                             | 112,400株          |
| 4          | いのうえ ひで や<br>井上 英也<br>(1946年 5 月 7 日) | 1969年04月 日本電信電話公社（現日本電信電話株式会社）入社<br>1999年06月 NTTコミュニケーションズ株式会社<br>転籍、同社取締役就任<br>2001年06月 日本情報通信コンサルティング株式<br>会社入社、同社代表取締役専務取締<br>役就任<br>2002年06月 同社代表取締役社長就任<br>2005年10月 ザカティーコンサルティング株式<br>会社入社、同社代表取締役社長就任<br>2009年07月 株式会社クニエ入社、同社代表取締<br>役社長就任<br>2011年11月 北武グループ会長特別補佐就任<br>2019年08月 当社社外取締役就任（現任） | —                 |

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 富山広己氏を取締役候補者とした理由は、当社において30年余りにわたり当社代表取締役を務め、当社の事業全般に関する戦略立案及び業務執行の最高責任者として強いリーダーシップを発揮し、適時適切な意思決定、経営監督の実現を図っていることから、取締役として適任であると判断し、当社取締役として選任をお願いするものであります。
3. 関根政英氏を取締役候補者とした理由は、当社取締役就任以降、主要事業分野の統括者としての任務を通じ、基盤システム事業部長（現、基盤システム事業部・クラウド戦略事業部）、戦略支援サービス事業部長（現、Bigdata&Analytics事業部・ビジネスソリューション事業部）などを務め、豊富な

経験と識見を有しております。社長就任以降も、「事業基盤の強化（人材の確保・育成）」「顧客とのアライアンス活用による協業強化」「デジタルソリューションの拡充」を成長戦略とする諸施策を策定・実施すること等により、経営全般を適切に管理、統括し、企業の発展に貢献していることから、取締役として適任であると判断し、当社取締役として選任をお願いするものであります。

4. 小野間治彦氏を取締役候補者とした理由は、当社取締役就任以降、主要事業分野の統括者としての任務を通じ、業務システム事業部長、管理本部長、株式会社シイエヌエス北海道代表取締役社長などを務め、豊富な経験と識見を有し、企業の発展に貢献していることから、取締役として適任であると判断し、当社取締役として選任をお願いするものであります。
5. 井上英也氏は、社外取締役候補者であります。
6. 井上英也氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験を通じて培った企業経営に関する高い知見を有するため、客観的、中立的な立場から当社の業務遂行の監督を行うとともに、当社の事業における価値の向上にも寄与するような提言やご指導をいただけるものと期待して、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。
7. 井上英也氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
8. 当社は、井上英也氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低限度額であります。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
9. 代表取締役会長富山広己氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社であるN&KT株式会社が所有する株式数を含んだ実質株式数を記載しております。
10. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為又は法令に違反すること等を被保険者が認識しながら行った行為等に起因して生じた損害等は填補の対象としないこととしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、保険料は全額当社が負担しております。
11. 当社は、井上英也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合、当社は、引き続き独立役員とする予定であります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>( 生 年 月 日 )      | 略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                          | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|------------|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1          | みやかわ ひでひこ<br>宮川 秀彦<br>(1963年1月25日) | 1987年04月 株式会社日本ネットワーク入社<br>1990年07月 個人事業主として起業<br>2006年01月 当社入社、当社執行役員就任<br>2010年05月 当社執行役員退任<br>2016年06月 当社執行役員就任<br>2018年08月 当社監査役就任（現任）                                                                    | 44,000株           |
| 2          | ふく だ ひであき<br>福田 英明<br>(1949年9月15日) | 1972年04月 日本ユニバック株式会社（現<br>BIPROGY株式会社）入社<br>2008年08月 当社社外監査役就任（現任）<br>2008年12月 税理士試験合格<br>2009年04月 福田英明税理士事務所開業、同事務<br>所所長就任（現任）<br>2019年06月 株式会社シイエヌエス北海道監査役<br>就任（現任）<br>2021年05月 一般社団法人平塚青色申告会監事就<br>任（現任） | 21,600株           |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )        | 略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                       | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|------------|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3          | 堀 田 隆 之<br>(1966年 4 月29日) | 1987年08月 株式会社サセキクレジット入社<br>1993年03月 株式会社フジトミ（現フジトミ証券株式会社）入社<br>1999年02月 ファーサイト会計事務所入所<br>1999年11月 福地捨男税理士事務所入所<br>2009年07月 仲澤寛税理士事務所入所<br>2010年09月 堀田隆之税理士事務所開業、同事務<br>所所長就任（現任）<br>2019年08月 当社社外監査役就任（現任） | —                 |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 福田英明氏及び堀田隆之氏は、社外取締役候補者であります。
3. 宮川秀彦氏を取締役候補者とした理由は、当社監査役就任以降、当社常勤監査役として豊富な経験と識見を有しており、このような経験と実績は当社取締役会の意思決定に資することから、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。
4. 福田英明氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、税理士の資格を有し、財務及び会計等の分野における豊富な経験と知見を有しており、このような経験と実績は当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、福田英明税理士事務所所長及び一般社団法人平塚青色申告会監事を兼任しており、当社株式21,600株（議決権割合0.7%）を保有しておりますが、同氏及び兼任先と当社との間に人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。また、同氏は株式会社シイエヌエス北海道監査役でありますが、株式会社シイエヌエス北海道は当社の子会社であります。
5. 堀田隆之氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、税理士の資格を有し、財務及び会計等の分野における豊富な経験と知見を有しており、このような経験と実績は当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、堀田隆之税理士事務所所長を兼任しておりますが、同氏及び兼任先と当社との間に人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。
6. 福田英明氏及び堀田隆之氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、それぞれの監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって福田英明氏が14年、堀田隆之氏が3年となります。

7. 当社は、宮川秀彦氏、福田英明氏及び堀田隆之氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低限度額であります。各氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で取締役として、上記責任限定契約と同様の契約を締結する予定であります。
8. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為又は法令に違反すること等を被保険者が認識しながら行った行為等に起因して生じた損害等は填補の対象としないこととしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、保険料は全額当社が負担しております。
9. 当社は、福田英明氏及び堀田隆之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の選任が承認された場合、当社は、引き続き独立役員とする予定であります。



## **第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬額は、2006年7月28日開催の第21回定時株主総会において、報酬限度額を年額160,000千円以内と決議いただき今日に至っております。

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額につきまして、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、年額160,000千円以内（うち社外取締役分は年額15,000千円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

本議案に係る監査等委員会設置会社へ移行後の取締役の個人別の報酬等は、役員報酬規程に則り基準額を確定し、報酬限度額の範囲内において、常勤及び非常勤・担当職務・業績・貢献度等を考慮して取締役会の決議により決定する方針であり、相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役の員数は4名（うち、社外取締役1名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## **第6号議案** 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額につきまして、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、年額40,000千円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。



**第7号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件**

本定時株主総会終結の時をもって監査役を退任されます宮川秀彦氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

退職慰労金につきまして、退任監査役に関しては当社経営に対する適切な監視と監査活動に尽力したため贈呈するものであり、その金額は当社社内規程に基づき、役位、在任年数等に応じて算定するものであります。

以上により、本議案の内容は、相当であると判断しております。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏 名                | 略 歴                  |
|--------------------|----------------------|
| みやかわ ひでひこ<br>宮川 秀彦 | 2018年08月 当社監査役就任（現任） |

以上

(提供書面)

## 事業報告

(2021年6月1日から  
2022年5月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済状況は、ワクチン接種等、感染対策に万全を期すことで新型コロナウイルス感染症（以下「COVID-19」という。）との共生が進み景気回復の程度は産業により異なるものの、経済活動の再開が進められている状況となっています。一方で、ウクライナ情勢等による各国の経済制裁など、景気の先行きについては、依然として不透明な状況にあります。

引き続き、リスクに十分留意する必要があると認識し、テレワーク推進等の感染防止策を実施することで顧客企業への安定かつ継続的なサービスの提供を推進してきました。

国内の情報サービスとしましては、サステナビリティやビジネス環境変化への適応を背景に、デジタルファーストの姿勢と投資が強まり、デジタル技術を活用したビジネスプロセス及びビジネスモデルの変革を行うデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）を中心とした企業の投資需要が活況を呈しています。

このような環境の下、当社はグループのDX向けソリューションである、クラウド構築、ビッグデータ分析、業務ワークフローの自動化（ServiceNow）を梃子にして、顧客企業が提供する価値増強への支援を継続してまいりました。

当社グループは、今後の成長戦略の中核をDX変革ビジネスの拡大と位置付けており、以下の施策を掲げ推進しております。

#### ■事業基盤の強化

今後の成長領域であるDX変革ビジネス拡大に向け、DX人材の増強を進めております。新卒採用及び中途採用プロセスの見直し、中途採用の施策（ダイレトリクルーティング、人材紹介制度）を強化した効果により、新卒人材は計画通りの人数を確保し、中途人材を複数名確保することが出来ました。注力分野である、デジタル革新推進事業、DXコンサルティング事業

の体制増強を引き続き推進いたします。

お客様と共同実施している、DX人材の強化施策であるワークショップ（DX時代に必要となる考え方や行動に変化させること）を継続的に開催し、個人と組織全体のマインドそれぞれの改革を進めるとともに、当社管理会計システム更改を社内DX施策と位置付け、デジタル技術とマインド面の両面で、DXの取り組みをリードする人材の育成を推進いたします。

#### ■新たな取引先拡大のための強化施策

アライアンスパートナーとともに新しい取引先や案件の拡大を推進しております。デジタル革新推進事業では企業のプロセス変革を促すクラウド型業務アプリケーション、業務ワークフローの自動化（ServiceNow）の導入コンサルティング及び構築支援の増強を進めました。

「新しい生活様式」が提唱される中、ビジネス環境も大きな変化を求められ、リモートワークやシフト勤務といった従来とは異なる状況への柔軟な対応が求められます。ビジネス変革に対して、デジタルワークフローを提供するServiceNowがますます注目される中ServiceNowを活用したソリューション需要が活況であり、積極的な人員増強と人材育成を推進してまいりました。

ワークフローの効率化に加えて、自動化で注目されているRPAツール（UiPath）を使用したフロント業務効率化プロジェクトも開始することが出来ました。今後は、RPAツール

（UiPath）とServiceNowを連携させることで、既存のレガシーシステムや企業独自のシステムを利用しての業務についても効率化・自動化が可能となります。これらの取り組みで、お客様のDX推進を更に支援いたします。

ビッグデータ分析事業で行っているDXコンサルティングサービスでは、アライアンスを利用した新規営業活動としてSAS Institute Japan株式会社が開催する、SAS FORUM JAPAN 2021に出展しました。当社のデジタル技術を大きくアピールすることで、複数の新規顧客と新しいプロジェクトを開始することが出来ました。また、新たに登壇する機会にもつながり、株式会社ナノオプト・メディアにてデータマネタイゼーションに関する講演に登壇いたしました。引き続き、新しい取引先の拡大を推進いたします。

#### ■技術サービスの拡充による市場拡大

当社グループの主力ソリューション（クラウド構築、ビッグデータ分析、業務ワークフローの自動化（ServiceNow）等）であるデジタル革新技術に関するノウハウを標準化・体系化し、顧客にとって分かりやすいサービスメニューの整備や方法論のフレームワーク化を推進しております。また、当社の強みであるクラウド技術力をベースにしたサーバーやストレージ、ネットワークをクラウド上で効果的に結合する新しいソリューションであるIaaSサービスの開

発についても、クラウドベンダーとコンサルティング契約を締結し、設計段階に入っています。当サービスの営業活動の中で複数の大手ITベンダーから問い合わせもあり、確かな手応えを感じています。

これらのDX関連の技術力が認められ、IT技術教育、ビジネススキル教育を中心とした人材育成を提供するトレノケート株式会社と教育サービスに関わる業務提携契約を締結しました。当社の強みである高度IT活用、デジタル技術に関わるノウハウとトレノケート株式会社の創業25年以上の人材育成に関する深い知見とのコラボレーションにより、教育サービスの事業化を目指します。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は5,419,409千円（前連結会計年度比11.9%増）、営業利益は533,343千円（前連結会計年度比16.4%増）、経常利益は594,456千円（前連結会計年度比21.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は409,489千円（前連結会計年度比21.6%増）となりました。

なお、当社グループはシステムエンジニアリングサービス事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

また、当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しております。このため、前連結会計年度比較は基準の異なる算定方法に基づいた数値を用いております。詳細については、「連結注記表 2. 会計方針の変更に関する注記」をご参照ください。

# 事業別売上高

| 事業区分                   | 第 36 期<br>(前連結会計年度)<br>(2021年5月期) |        | 第 37 期<br>(当連結会計年度)<br>(2022年5月期) |        | 前連結会計年度比  |       |
|------------------------|-----------------------------------|--------|-----------------------------------|--------|-----------|-------|
|                        | 金額                                | 構成比    | 金額                                | 構成比    | 金額        | 増減率   |
| システムエンジニアリング<br>サービス事業 | 4,841,026千円                       | 100.0% | 5,419,409千円                       | 100.0% | 578,383千円 | 11.9% |
| 合 計                    | 4,841,026                         | 100.0  | 5,419,409                         | 100.0  | 578,383   | 11.9  |

② 設備投資の状況

当連結会計年度におきまして、当社グループの設備投資の総額は26,325千円であります。  
主なものは、当社グループ本社における業務環境改善のためのデスクトップ環境の仮想化の構築、コンピュータ機器等によるものであります。

③ 資金調達の状況

当社は2021年8月20日に東京証券取引所マザーズ市場（市場区分の変更により現在はグロース市場）に上場し、公募増資により320,000株及びオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資により78,000株の新株式を発行し、総額710,350千円の資金調達を行いました。

また、当社は効率的で安定した運転資金の調達を行うため、主要取引先金融機関と総額130,000千円の当座貸越契約を締結しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2022年1月18日付で、株式会社T&Dホールディングスの全保有株式を売却いたしました。

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                                  | 第 34 期<br>(2019年 5 月期) | 第 35 期<br>(2020年 5 月期) | 第 36 期<br>(2021年 5 月期) | 第 37 期<br>(当連結会計年度)<br>(2022年 5 月期) |
|--------------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------------------|
| 売 上 高(千円)                            | —                      | —                      | 4,841,026              | 5,419,409                           |
| 経 常 利 益(千円)                          | —                      | —                      | 489,944                | 594,456                             |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属<br>す る 当 期 純 利 益(千円) | —                      | —                      | 336,707                | 409,489                             |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)              | —                      | —                      | 134.25                 | 145.51                              |
| 総 資 産(千円)                            | —                      | —                      | 3,138,793              | 4,151,846                           |
| 純 資 産(千円)                            | —                      | —                      | 1,994,239              | 3,038,780                           |
| 1 株 当 た り 純 資 産 (円)                  | —                      | —                      | 795.15                 | 1,045.69                            |

- (注) 1. 当社は、第36期より連結計算書類を作成しておりますので、第35期以前の状況は記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数（自己株式控除後）により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数（自己株式控除後）により算出しております。
3. 2021年5月1日付で行われた株式の分割が、前連結会計年度の期首に行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
4. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分                | 第 34 期<br>(2019年 5 月期) | 第 35 期<br>(2020年 5 月期) | 第 36 期<br>(2021年 5 月期) | 第 37 期<br>(当事業年度)<br>(2022年 5 月期) |
|--------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高(千円)          | 4,008,851              | 4,144,897              | 4,415,065              | 4,887,041                         |
| 経 常 利 益(千円)        | 232,866                | 441,507                | 430,155                | 531,259                           |
| 当 期 純 利 益(千円)      | 112,036                | 295,744                | 296,287                | 364,315                           |
| 1 株当たり当期純利益 (円)    | 9,250.83               | 23,584.06              | 118.14                 | 129.46                            |
| 総 資 産(千円)          | 2,275,050              | 2,625,778              | 2,898,843              | 3,856,373                         |
| 純 資 産(千円)          | 1,348,801              | 1,594,288              | 1,828,160              | 2,827,527                         |
| 1 株 当 たり 純 資 産 (円) | 107,559.94             | 127,136.22             | 728.93                 | 973.00                            |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数（自己株式控除後）により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数（自己株式控除後）により算出しております。
2. 2021年5月1日付で行われた株式の分割が、前事業年度の期首に行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                        | 資 本 金    | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容      |
|------------------------------|----------|----------|--------------------|
| 株 式 会 社<br>シ イ エ ヌ エ ス 北 海 道 | 25,000千円 | 100.0%   | システムエンジニアリングサービス事業 |

#### (4) 対処すべき課題

##### ① 新ビジネスモデルの構築

当社グループは受託型のエンジニアリングサービスやシステム開発に特化し、お客様との取引を拡大してまいりましたが、一方で受託型以外のビジネスモデルの構築が課題であると認識しています。ビッグデータ分析、クラウドサービス技術の強化を継続するとともに、デジタル革新技術の拡大に注力し、基盤系新サービス(IaaSソリューション)やIT技術教育サービスに着手しています。お客様のビジネス戦略の実現に貢献できる新しいビジネスモデルの構築を進めてまいります。

##### ② 新規顧客の獲得

受託型のエンジニアリングサービスやシステム開発では、お客様のビジネスを深く理解したサービスを提供できる企業へ発注が集中する傾向にあります。既存のお客様に対するニーズの深掘りを強化するとともに、ITベンダーやお客様とのパートナーシップの改善と増強を進めることで対応可能な技術や製品の幅を広げ、また、ブランドイメージを構築して、情報を発信することで、新しいお客様の開拓にも注力いたします。

##### ③ 人材の確保と育成・働き方改革の推進

企業成長には優秀な人材の確保・育成は不可欠であり、情報サービス産業は人材こそが全ての業界と言えます。とりわけ、資格の取得につきましては、従業員のトライを全面的にサポートし、最先端技術の習得と活用に力を入れてまいります。また、人材の確保については、当社グループの技術力やサービス力の向上や新しいビジネスモデル構築の加速のためにも、新卒採用だけでなく即戦力のキャリア採用にも重点を置いて取り組んでまいります。加えて、協力会社との関係強化を進め、当社グループと協力会社が一体となって人材強化を実現できる関係を構築してまいります。社員の働き方については、ワークライフバランスに配慮しつつ、生産性及び品質の向上を実現することが重要な課題であると認識しております。社員の健康や意欲を損なわない環境を保ち続けることが、事業の健全な継続には不可欠であると考え、働き方改革を推進することで仕事へのやりがい、誇りを高めていきます。



④ 品質維持向上

情報サービス業界における受託型システム開発は、プロジェクトマネジメントや製造成果物の品質に関連した問題により業績に多大なる影響を与えるリスクを常に抱えております。当社グループにおいては、過年度に発生した課題の発生原因の追求と対策を行い継続的な再発防止に努めております。品質保証委員会によるプロジェクトの監視とマネジメント品質の向上、プロジェクト推進に必要な各種チェックツールの増強、管理職育成の改善・強化により、安定的な品質の確保をできる仕組みづくりと改善を進めてまいります。

⑤ 感染症対策

ワクチン接種等によりCOVID-19との共生が進む中、回復基調を辿ることが期待されますが、依然として先行きは不透明です。当社グループ感染予防対策の指示、リモートワークの導入等、感染リスクの低減に取り組んでいるため現時点での業績への影響は軽微であると考えております。しかし、今後、COVID-19感染拡大により、社員やビジネスパートナーに感染者が多数発生した場合は、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 内部管理体制の強化

業務運営の効率化やリスク管理、また安定的に事業を拡大するためには内部管理体制のさらなる強化が必要不可欠であると考えております。今後も引き続き、内部管理体制の整備を推進するとともに、労務管理上の問題や情報漏洩、ハラスメントなどが発生しないようコンプライアンスの強化にも努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2022年5月31日現在）

| 事業区分                   | 事業内容                                                |
|------------------------|-----------------------------------------------------|
| システムエンジニアリング<br>サービス事業 | コンピュータの受託開発業務、企業の基幹系業務システムの開発及びWeb<br>関連システムの設計・開発等 |

(6) **主要な営業所及び工場**（2022年5月31日現在）

① 当社

|   |   |        |
|---|---|--------|
| 本 | 社 | 東京都渋谷区 |
|---|---|--------|

② 子会社

|                              |       |
|------------------------------|-------|
| 株 式 会 社<br>シ イ エ ヌ エ ス 北 海 道 | 札幌市北区 |
|------------------------------|-------|

(7) **使用人の状況**（2022年5月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 事 業 区 分            | 使 用 人 数   | 前連結会計年度末比増減 |
|--------------------|-----------|-------------|
| システムエンジニアリングサービス事業 | 210 (5) 名 | 20名増（増減なし）  |
| 合 計                | 210 (5)   | 20名増（増減なし）  |

（注）使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数   | 前事業年度末比増減  | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|-----------|------------|---------|-------------|
| 177 (5) 名 | 13名増（増減なし） | 32.7歳   | 6.0年        |

（注）使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況**（2022年5月31日現在）

該当事項はありません。

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2022年5月31日現在)

① 発行可能株式総数 10,000,000株

② 発行済株式の総数 2,906,000株

(注) 1. 2021年8月19日を払込期日とする有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）による増資により、発行済株式総数は320,000株増加しております。

2. 2021年9月15日を払込期日とする有償第三者割当（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当）による増資により、発行済株式総数は78,000株増加しております。

③ 株主数 1,273名

### ④ 大株主

| 株主名              | 持株数      | 持株比率  |
|------------------|----------|-------|
| N & K T 株式会社     | 600,000株 | 20.6% |
| 富山 広己            | 404,800  | 13.9  |
| 関根 政英            | 178,200  | 6.1   |
| シイエヌエス従業員持株会     | 127,800  | 4.3   |
| 小野 間 治彦          | 112,400  | 3.8   |
| 楠 見 慶太           | 112,000  | 3.8   |
| 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ | 100,000  | 3.4   |
| 生活協同組合コープさっぽろ    | 100,000  | 3.4   |
| 戸田 忠志            | 60,000   | 2.0   |
| 種田 政行            | 54,000   | 1.8   |

(注) 1. N&KT株式会社は、当社代表取締役会長富山広己の資産管理会社であります。

2. 自己株式は保有しておりません。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況  
該当事項はありません。

## (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## (3) 会社役員の状況

### ① 取締役及び監査役の状況（2022年5月31日現在）

| 会社における地位      | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                             |
|---------------|-----------|-----------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 会 長 | 富 山 広 己   | 株式会社シイエヌエス北海道代表取締役会長                                |
| 代 表 取 締 役 社 長 | 関 根 政 英   |                                                     |
| 取 締 役         | 小 野 間 治 彦 | 管理本部長                                               |
| 取 締 役         | 井 上 英 也   |                                                     |
| 常 勤 監 査 役     | 宮 川 秀 彦   |                                                     |
| 監 査 役         | 福 田 英 明   | 福田英明税理士事務所所長<br>株式会社シイエヌエス北海道監査役<br>一般社団法人平塚青色申告会監事 |
| 監 査 役         | 堀 田 隆 之   | 堀田隆之税理士事務所所長                                        |

- (注) 1. 取締役井上英也氏は、社外取締役であります。
2. 監査役福田英明氏及び監査役堀田隆之氏は、社外監査役であります。  
両氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役小野間治彦氏は2021年7月29日付で株式会社シイエヌエス北海道の取締役を退任いたしました。
4. 社外取締役井上英也氏は2021年6月30日付で北武グループの会長特別補佐を退任いたしました。
5. 当社は、社外取締役井上英也氏、社外監査役福田英明氏及び社外監査役堀田隆之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為又は法令に違反すること等を被保険者が認識しながら行った行為等に起因して生じた損害等は填補の対象としないこととしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び当社子会社の取締役及び監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分              | 報酬等の総額              | 報酬等の種類別の総額          |          |          | 対象となる<br>役員の員数 |
|------------------|---------------------|---------------------|----------|----------|----------------|
|                  |                     | 基本報酬                | 業績連動報酬等  | 非金銭報酬等   |                |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 77,364千円<br>(4,800) | 77,364千円<br>(4,800) | －<br>(－) | －<br>(－) | 4名<br>(1)      |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 16,800<br>(6,000)   | 16,800<br>(6,000)   | －<br>(－) | －<br>(－) | 3<br>(2)       |
| 合 計<br>(うち社外役員)  | 94,164<br>(10,800)  | 94,164<br>(10,800)  | －<br>(－) | －<br>(－) | 7<br>(3)       |

- (注) 1. 取締役の報酬額については、2006年7月28日開催の第21回定時株主総会において、年額160,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。
2. 監査役の報酬額については、2018年8月22日開催の第33回定時株主総会において、年額40,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名（うち、社外監査役は1名）です。
3. 取締役の報酬は、役員報酬規程に則り基準額を確定し報酬限度額の範囲内において、常勤及び非常勤・担当職務・業績・貢献度等を考慮して取締役会の決議により決定しております。
- 監査役については、常勤及び非常勤の別・職務分担の状況を考慮して、監査役の協議により決定しております。
4. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

ハ. 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 監査役福田英明氏は、福田英明税理士事務所所長及び一般社団法人平塚青色申告会監事ですが、当社と兼職先との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。また、同氏は株式会社シイエヌエス北海道監査役ですが、株式会社シイエヌエス北海道は当社の子会社であります。
- ・ 監査役堀田隆之氏は、堀田隆之税理士事務所所長ですが、当社と兼職先との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

|                   | 出席状況、発言状況及び<br>社外取締役・監査役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                               |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外<br>取締役 井 上 英 也 | 当事業年度に開催された取締役会22回全てに出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 社外<br>監査役 福 田 英 明 | 当事業年度に開催された取締役会22回、監査役会14回全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。                           |
| 社外<br>監査役 堀 田 隆 之 | 当事業年度に開催された取締役会22回、監査役会14回全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。                           |

#### (4) 会計監査人の状況

##### ① 名称

EY新日本有限責任監査法人

##### ② 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 28,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

##### ③ 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務であるコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

##### ④ 会計監査人の業務停止処分

該当事項はありません。

##### ⑤ 会計監査人の解任又は不再任に関する決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

##### ⑥ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ. 取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、各個人が高い倫理観に基づいて行動するため、コンプライアンス規程を定め、その周知徹底を図ります。
  - ロ. 代表取締役社長を委員長とするリスク管理・コンプライアンス委員会を定期的に開催し、コンプライアンスに関する当社の遵守状況の確認、相談・通報窓口の設営、綱紀の保持等、必要な活動の推進や体制の整備を統括します。
  - ハ. 当社の事業に従事する者からの法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、内部通報規程を定め、必要があるときには、速やかに適切な措置をとります。
  - ニ. 反社会的勢力に対しては、一切の関係を持たないため組織全体で毅然とした態度で臨むとともに、責任者を代表取締役社長、管理部を対応窓口とし、情報収集や警察等の外部専門機関との連携を平素より努めます。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - イ. 取締役の職務の執行に係る情報は、記録管理規程に基づき管理部を統括部とし、文書化（電磁的記録を含む）の上、経営判断等に用いた関連資料とともに保存します。
  - ロ. 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役又は監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持します。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - イ. 事業活動に伴う各種のリスクについては、リスク管理規程に則りリスク管理を遂行するとともに、代表取締役社長を統括責任者とし、事業部門等を交えて適切な対策を講じ、リスク管理の有効性向上を図ります。
  - ロ. 事業の重大な障害・瑕疵、重大な情報漏洩、重大な信用失墜、災害等の危機に対しては、しかるべき予防措置をとります。



- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役会を原則として1ヵ月に1回以上開催し、重要事項の決定及び取締役の業務の執行状況の報告等を行います。
  - ロ. 代表取締役、代表取締役が指名する社内取締役、執行役員、事業部長、副事業部長及び部長で構成される経営会議を定期的に開催し、業務執行上の重要事項について報告・審議を行います。
  - ハ. 事業計画及び年次予算に基づき、予算と実績の差異分析を通じて目標達成のための進捗管理を行います。
- 二. 独立性の高い社外取締役を置くことにより、取締役の職務執行に対する監督機能の維持・向上を図ります。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- 当社は、当社が定める関係会社管理規程に基づき、グループ会社の経営情報を適時的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求めるとともに、グループ会社に対し、その経営成績、財政状況その他重要な情報について、原則として月1回報告を求めます。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社は、金融商品取引法その他適用のある諸法令に基づき、適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図ります。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 当社は、監査役から求められた場合は、その職務を補助すべき使用人を置くこととします。
- ⑧ 上記⑦の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役を補助すべき使用人は、その職務については専ら監査役の指揮命令に従うものとし、その評価や人事は監査役と協議して行ないます。

⑨ 監査役への報告に関する体制

- イ. 監査役の要請に応じて、取締役及び使用人は、職務の執行に関する事項等を報告し、内部監査担当者は内部監査の結果等を報告します。
- ロ. 取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告します。
- ハ. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告します。

⑩ 上記⑨の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告した者に対し、それを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底します。

⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行える体制とします。

⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、取締役会等の会議に出席します。また当社は、監査役から要求のあった文書等は、随時提供します。
- ロ. 監査役は、取締役とのミーティング、事業場や子会社への往査を定期的に行います。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

リスク管理・コンプライアンス委員会を原則として四半期に1回開催し、コンプライアンスの全社的推進と必要な情報の共有化を図っております。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
記録管理規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を適正に保存及び管理しております。また、文書管理に関する主管部署を置き、管理対象文書とその保存期間、及び管理方法等を規程に定めております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
リスク管理・コンプライアンス委員会を原則として四半期に1回開催し、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図っております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
経営及び業務執行の意思決定機関として取締役会を原則として1ヵ月に1回以上開催し、法令、定款に定められた事項、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役が相互に業務執行状況を監視しております。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 内部監査担当が、内部監査計画に基づき、全部門を対象にコンプライアンス遵守の状況、リスク管理体制の有効性を重要項目として内部監査を実施しております。また、監査役との定期的な意見交換を実施し、相互連携の強化に努めております。
  - ロ. 業務執行における意思決定の記録となる稟議制度においては、電子稟議決裁システムを採用し、適宜事前の承認申請または報告を行っております。また、管理部門が内容を常時閲覧、チェックできる体制を整えております。
  - ハ. 組織的又は個人的な法令違反・会社規則違反等に関する相談又は通報体制として、内部通報窓口を設置しております。通報窓口は管理部長、監査役のほか、経営から独立した社外の通報窓口（顧問弁護士）を設け、不正行為等の早期発見と是正を図っております。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制  
経理規程に基づき、適正な会計処理を行なうと同時に、財務報告に係る内部統制の体制整備を継続的行なっております。また、監査役、内部監査人及び会計監査人は、定期的に当社及び子会社の内部統制の運用状況や監査結果について協議、及び意見交換を行い、財務報告の信頼性を確保いたしました。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制  
監査役の職務を補助すべき使用人は設置しておりませんが、監査役から当該使用人を置くことを求められた場合は、監査役と協議して設置することとします。
- ⑧ 上記⑦の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する体制  
前述の通り該当事項はありません。
- ⑨ 監査役への報告に関する体制  
監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合は、速やかに適切な報告を行います。取締役会等の重要会議へ監査役が出席することで適時に情報提供が行なわれ、その議事録についても監査役は確認することができます。
- ⑩ 上記⑨の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
報告をした者が不利益な取扱いを受けないよう「内部通報規程」に定めております。
- ⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する体制  
監査役がその職務の執行について必要な費用について予算計上しております。当社に対し費用の請求をしたときは、遅滞なく当該費用等を処理する体制を取っております。
- ⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
イ. 監査役は、経営会議や取締役会等の重要会議に出席するほか、監査計画に基づき、重要な書類の閲覧、取締役や幹部社員との面談、監査法人、内部監査人と定期的に意見交換会を実施することにより、取締役の職務執行状況、内部統制の整備並びに運用状況を確認し、監査の実効性の向上を図っております。  
ロ. 監査役会では経営の妥当性、効率性、コンプライアンス等について意見交換を行ない、その結果については取締役会などで適宜意見表明しております。

#### 4. 会社の支配に関する基本方針

当社は現時点では基本方針及び買収防衛策につきましては、特に定めておりません。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会情勢等の変化を注視しつつ慎重に検討を行ってまいります。

# 連結貸借対照表

(2022年5月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額              | 科 目                  | 金 額              |
|------------------------|------------------|----------------------|------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>       |                  | <b>(負 債 の 部)</b>     |                  |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>3,629,353</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>724,194</b>   |
| 現 金 及 び 預 金            | 3,009,548        | 買 掛 金                | 294,255          |
| 売 掛 金 及 び 契 約 資 産      | 565,370          | リ ー ス 債 務            | 1,389            |
| 棚 卸 資 産                | 4,634            | 未 払 金                | 211,683          |
| 短 期 貸 付 金              | 1,240            | 未 払 法 人 税 等          | 130,983          |
| 前 払 費 用                | 44,495           | 未 払 消 費 税 等          | 56,591           |
| 未 収 入 金                | 3,897            | そ の 他                | 29,290           |
| そ の 他                  | 165              |                      |                  |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>522,493</b>   | <b>固 定 負 債</b>       | <b>388,871</b>   |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>70,600</b>    | リ ー ス 債 務            | 4,263            |
| 建 物                    | 76,080           | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金    | 308,512          |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品      | 84,496           | 退 職 給 付 に 係 る 負 債    | 76,095           |
| 土 地                    | 2,220            |                      |                  |
| リ ー ス 資 産              | 9,000            |                      |                  |
| 減 価 償 却 累 計 額          | △101,196         |                      |                  |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>36,161</b>    | <b>負 債 合 計</b>       | <b>1,113,065</b> |
| ソ フ ト ウ エ ア            | 32,324           | <b>(純 資 産 の 部)</b>   |                  |
| ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定      | 3,836            | <b>株 主 資 本</b>       | <b>3,038,780</b> |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>415,731</b>   | 資 本 金                | 478,775          |
| 投 資 有 価 証 券            | 5,000            | 資 本 剰 余 金            | 434,675          |
| 長 期 貸 付 金              | 160              | 利 益 剰 余 金            | 2,125,330        |
| 敷 金 及 び 保 証 金          | 50,636           |                      |                  |
| 保 険 積 立 金              | 220,715          |                      |                  |
| 繰 延 税 金 資 産            | 124,575          |                      |                  |
| そ の 他                  | 66,362           |                      |                  |
| 貸 倒 引 当 金              | △51,719          | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>3,038,780</b> |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>4,151,846</b> | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>4,151,846</b> |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2021年6月1日から)  
(2022年5月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             |           | 金 額 |         |
|-----------------|-----------|-----|---------|
| 売上高             | 5,419,409 |     |         |
| 売上原価            | 4,097,314 |     |         |
| 売上総利益           | 1,322,095 |     |         |
| 販売費及び一般管理費      | 788,751   |     |         |
| 営業利益            | 533,343   |     |         |
| 受取利息            | 111       |     |         |
| 受取配当金           | 6,531     |     |         |
| 受取保険金           | 41,511    |     |         |
| 受取収入            | 11,142    |     |         |
| その他             | 2,079     |     | 61,376  |
| 営業外費用           |           |     |         |
| 支払利息            | 152       |     |         |
| 支払保険解約損         | 111       |     | 264     |
| 経常利益            | 594,456   |     |         |
| 特別利益            |           |     |         |
| 投資有価証券売却益       | 262       |     | 262     |
| 税金等調整前当期純利益     |           |     | 594,719 |
| 法人税、住民税及び事業税    | 193,597   |     |         |
| 法人税等調整額         | △8,367    |     | 185,229 |
| 当期純利益           |           |     | 409,489 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |           |     | 409,489 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(2021年6月1日から)  
(2022年5月31日まで)

(単位：千円)

|                              | 株 主 資 本 |           |           |             |
|------------------------------|---------|-----------|-----------|-------------|
|                              | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当連結会計年度期首残高                  | 123,600 | 79,500    | 1,791,081 | 1,994,181   |
| 当連結会計年度変動額                   |         |           |           |             |
| 新 株 の 発 行                    | 355,175 | 355,175   |           | 710,350     |
| 剰 余 金 の 配 当                  |         |           | △75,240   | △75,240     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益              |         |           | 409,489   | 409,489     |
| 株主資本以外の項目の当連結<br>会計年度変動額(純額) |         |           |           |             |
| 当連結会計年度変動額合計                 | 355,175 | 355,175   | 334,249   | 1,044,599   |
| 当連結会計年度末残高                   | 478,775 | 434,675   | 2,125,330 | 3,038,780   |

|                              | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額      |                              | 純資産合計     |
|------------------------------|----------------------------|------------------------------|-----------|
|                              | そ の 他 有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | そ の 他 の 包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |           |
| 当連結会計年度期首残高                  | 58                         | 58                           | 1,994,239 |
| 当連結会計年度変動額                   |                            |                              |           |
| 新 株 の 発 行                    |                            |                              | 710,350   |
| 剰 余 金 の 配 当                  |                            |                              | △75,240   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益              |                            |                              | 409,489   |
| 株主資本以外の項目の当連結<br>会計年度変動額(純額) | △58                        | △58                          | △58       |
| 当連結会計年度変動額合計                 | △58                        | △58                          | 1,044,541 |
| 当連結会計年度末残高                   | －                          | －                            | 3,038,780 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



# 貸借対照表

(2022年5月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額       | 科 目               | 金 額       |
|-------------------|-----------|-------------------|-----------|
| (資 産 の 部)         |           | (負 債 の 部)         |           |
| 流 動 資 産           | 3,342,075 | 流 動 負 債           | 640,192   |
| 現 金 及 び 預 金       | 2,820,858 | 買 掛 金             | 245,097   |
| 売 掛 金 及 び 契 約 資 産 | 468,137   | リ ー ス 債 務         | 1,389     |
| 棚 卸 資 産           | 4,429     | 未 払 金             | 193,196   |
| 短 期 貸 付 金         | 1,240     | 未 払 法 人 税 等       | 123,699   |
| 前 払 費 用           | 42,386    | 未 払 消 費 税 等       | 48,236    |
| 未 収 入 金           | 4,724     | そ の 他             | 28,572    |
| そ の 他             | 299       |                   |           |
| 固 定 資 産           | 514,297   | 固 定 負 債           | 388,653   |
| 有 形 固 定 資 産       | 58,082    | リ ー ス 債 務         | 4,263     |
| 建 物               | 66,406    | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 | 308,294   |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品 | 71,570    | 退 職 給 付 引 当 金     | 76,095    |
| 土 地               | 2,220     |                   |           |
| リ ー ス 資 産         | 9,000     | 負 債 合 計           | 1,028,845 |
| 減 価 償 却 累 計 額     | △91,114   | (純 資 産 の 部)       |           |
| 無 形 固 定 資 産       | 34,143    | 株 主 資 本           | 2,827,527 |
| ソ フ ト ウ エ ア       | 30,306    | 資 本 金             | 478,775   |
| ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定 | 3,836     | 資 本 剰 余 金         | 434,675   |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 422,072   | 資 本 準 備 金         | 428,775   |
| 投 資 有 価 証 券       | 5,000     | そ の 他 資 本 剰 余 金   | 5,900     |
| 関 係 会 社 株 式       | 25,000    | 利 益 剰 余 金         | 1,914,077 |
| 長 期 貸 付 金         | 160       | 利 益 準 備 金         | 13,197    |
| 敷 金 及 び 保 証 金     | 37,976    | そ の 他 利 益 剰 余 金   | 1,900,880 |
| 保 険 積 立 金         | 220,715   | 繰 越 利 益 剰 余 金     | 1,900,880 |
| 繰 延 税 金 資 産       | 118,575   |                   |           |
| そ の 他             | 66,362    | 純 資 産 合 計         | 2,827,527 |
| 貸 倒 引 当 金         | △51,719   | 負 債 純 資 産 合 計     | 3,856,373 |
| 資 産 合 計           | 3,856,373 |                   |           |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2021年6月1日から)  
(2022年5月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額       |
|--------------|-----------|
| 売上高          | 4,887,041 |
| 売上原価         | 3,690,128 |
| 売上総利益        | 1,196,913 |
| 販売費及び一般管理費   | 724,681   |
| 営業利益         | 472,231   |
| 営業外収益        |           |
| 受取利息         | 110       |
| 受取配当金        | 6,531     |
| 受取保険金        | 41,511    |
| 助成金収入        | 9,086     |
| その他の         | 2,051     |
| 営業外費用        |           |
| 支払利息         | 152       |
| 保険解約損        | 111       |
| 経常利益         | 531,259   |
| 特別利益         |           |
| 投資有価証券売却益    | 262       |
| 税引前当期純利益     | 531,522   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 175,213   |
| 法人税等調整額      | △8,006    |
| 当期純利益        | 364,315   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2021年6月1日から)  
(2022年5月31日まで)

(単位：千円)

|                                 | 株 主 資 本 |           |                |              |           |                               |              |             |
|---------------------------------|---------|-----------|----------------|--------------|-----------|-------------------------------|--------------|-------------|
|                                 | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                |              | 利 益 剰 余 金 |                               |              | 株主資本<br>合 計 |
|                                 |         | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | その他利益<br>剰余金<br>繰越利益<br>剰 余 金 | 利益剰余金<br>合 計 |             |
| 当 期 首 残 高                       | 123,600 | 73,600    | 5,900          | 79,500       | 13,197    | 1,611,805                     | 1,625,002    | 1,828,102   |
| 当 期 変 動 額                       |         |           |                |              |           |                               |              |             |
| 新 株 の 発 行                       | 355,175 | 355,175   |                | 355,175      |           |                               |              | 710,350     |
| 剰 余 金 の 配 当                     |         |           |                |              |           | △75,240                       | △75,240      | △75,240     |
| 当 期 純 利 益                       |         |           |                |              |           | 364,315                       | 364,315      | 364,315     |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額 ( 純 額 ) |         |           |                |              |           |                               |              |             |
| 当 期 変 動 額 合 計                   | 355,175 | 355,175   | －              | 355,175      | －         | 289,075                       | 289,075      | 999,425     |
| 当 期 末 残 高                       | 478,775 | 428,775   | 5,900          | 434,675      | 13,197    | 1,900,880                     | 1,914,077    | 2,827,527   |

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |                        | 純資産合計     |
|-------------------------|------------------|------------------------|-----------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |
| 当 期 首 残 高               | 58               | 58                     | 1,828,160 |
| 当 期 変 動 額               |                  |                        |           |
| 新 株 の 発 行               |                  |                        | 710,350   |
| 剰 余 金 の 配 当             |                  |                        | △75,240   |
| 当 期 純 利 益               |                  |                        | 364,315   |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | △58              | △58                    | △58       |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △58              | △58                    | 999,367   |
| 当 期 末 残 高               | －                | －                      | 2,827,527 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年7月25日

株式会社シイエヌエス  
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

|                    |       |     |     |
|--------------------|-------|-----|-----|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 跡 部 | 尚 志 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 中 井 | 清 二 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シイエヌエスの2021年6月1日から2022年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シイエヌエス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。

監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年7月25日

株式会社シイエヌエス

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 跡 部 尚 志  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 中 井 清 二  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シイエヌエスの2021年6月1日から2022年5月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年6月1日から2022年5月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。



以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告等、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告等は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年7月25日

株式会社 シイエヌエス 監査役会

常勤監査役 宮川 秀彦 ㊟

社外監査役 福田 英明 ㊟

社外監査役 堀田 隆之 ㊟

以 上

メ モ

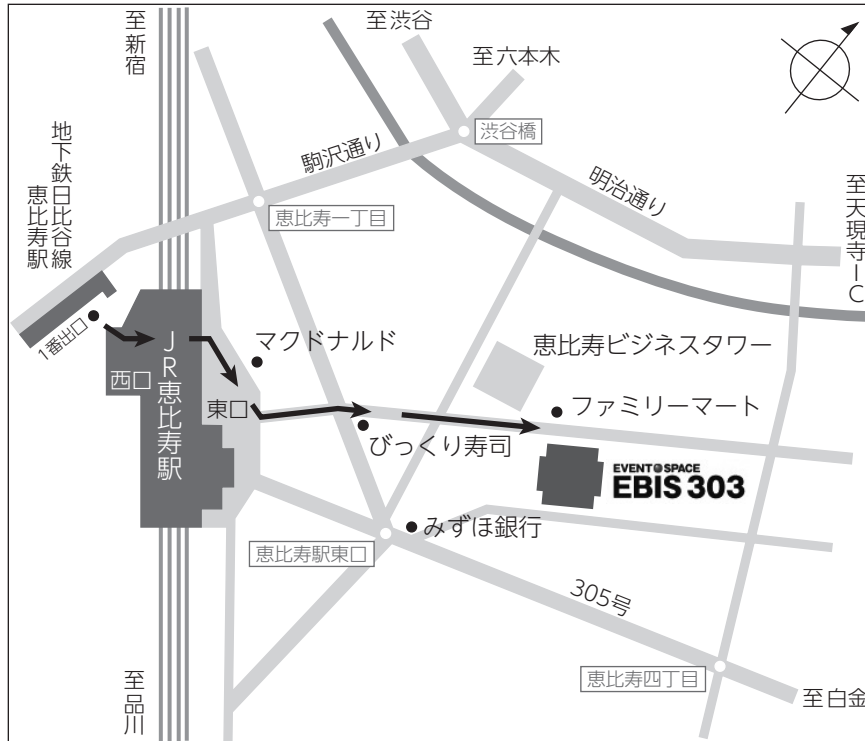
Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

## 株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区恵比寿1丁目20番8号  
エビスバルビル「EBIS303」  
5階 カンファレンスルームABC



|    |             |         |         |
|----|-------------|---------|---------|
| 交通 | J R 恵比寿駅    | 東口より    | 徒歩約 3 分 |
|    | 地下鉄日比谷線恵比寿駅 | 1 番出口より | 徒歩約 4 分 |



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。